

宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱
宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱（令和2年5月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、予算の範囲内において宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2から第5まで（略）</p> <p>(金融機関への委任)</p> <p>第6 利子補給金の補給対象者（以下「委任者」という。）は、第7に規定する一切の行為について、融資を受けた金融機関に委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>(交付の申請及び実績報告書等)</p> <p>第7 規則第3条第1項の規定による利子補給金交付申請書及び規則第12条第1項の規定による利子補給金実績報告書はの様式は、様式第1号によるものとし、受任者は、毎年4月1日から9月30日までの期間（以下「上期」という。）及び10月1日から翌年3月31日までの期間（以下「下期」という。）に係る利子補給金について、上期に係るものについては、10月31日まで、下期に係るものについては、翌年4月30日までに、次の書類を添付して宮城県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。</p> <p>(1) から (4)（略）</p> <p>(5) 受取利子証明書（明細書）</p> <p>2 知事は、前項の添付書類について電子データの提供を求めることができる。</p> <p>3 2回目以降の交付申請には、償還予定表、認定書の写し、委任状の提出は不要とする。ただし、当初の償還予定に変更があった場合には、変更後の償還予定表を提出するものとする。</p> <p>4 受任者は、様式第5号の受取利子証明書（明細書）を提出した場合は、利子補給金計算書兼補給対象者一覧表（様式第2号）の提出を省略することができる。</p> <p>5 知事は、必要に応じて関係書類等を提出させることができる。</p> <p>(交付の決定及び額の確定)</p> <p>第8 知事は、前条の規定に基づき申請書の提出があった場合には、規則第4条の規定により、当該申請書の内容を審査し、利子補給金を交付すべきと認め、交付決定の通知及び額の確定をするときは、規則第6条及び第13条の規定により、様式第4号により受任者に通知するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2から第5まで（略）</p> <p>(金融機関への委任)</p> <p>第6 利子補給金の補給対象者（以下「委任者」という。）は、第7に規定する一切の行為について、融資を受けた金融機関に委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>(交付の申請及び実績報告書等)</p> <p>第7 規則第3条第1項の規定による利子補給金交付申請書及び規則第12条第1項の規定による利子補給金実績報告書はの様式は、様式第1号によるものとし、受任者は、毎年4月1日から9月30日までの期間（以下「上期」という。）及び10月1日から翌年3月31日までの期間（以下「下期」という。）に係る利子補給金について、上期に係るものについては、10月31日まで、下期に係るものについては、翌年4月30日までに、次の書類を添付して宮城県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。</p> <p>(1) から (4)（略）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 また、2回目以降の交付申請には、償還予定表、認定書の写し、委任状の提出は不要とする。ただし、当初の償還予定に変更があった場合には、変更後の償還予定表を提出するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>3 宮城県知事（以下「知事」という。）は、必要に応じて関係書類等を提出させることができる。</p> <p>(利子補給金の交付等)</p> <p>第8 規則第6条及び規則第13条の規定による通知は、様式第4号により受任者に行うものとし、利子補給金は、上期及び下期それぞれにおいて、規則第13条に規定する利子補給金の額の確定後、補給対象者に交付するものとする。</p>

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>(利子補給金の交付等)</p> <p>第9 知事は、前条に規定する利子補給金の交付決定の通知後に、利子補給金を受任者に交付するものとする。</p> <p>2 受任者は、前項の交付を受けた後、速やかに委任者の口座に利子補給金を入金するものとする。</p> <p>(事務経費の補助)</p> <p>第10 知事は、前条第1項に基づく利子補給金の交付に要する事務経費の一部を予算の範囲内において利子補給金の交付に補助することができるものとする。</p> <p>2 前項の受任者に補助することができる事務経費の対象、金額等は別に定める。</p> <p>3 事務経費の補助を受ける場合、受任者は、委任者の口座へ利子補給金の入金後、別に定める申請書を知事の提出しなければならない。</p> <p>4 知事は、申請書の内容を審査し、事務経費を補助すべきものと認めるときは、別に定める決定通知書を受任者に通知するものとする。</p> <p>5 知事は、前項の通知後、速やかに当該受任者へ経費を補助するものとする。</p> <p>(利子補給金の交付の取消し等)</p> <p>第11 知事は、委任者が次の各号の一に該当するときは、当該資金に係る利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) から (5) (略)</p> <p>(6) 資金について繰上償還を行ったとき</p> <p>(7) その他知事が特に必要と認めるとき</p> <p>2 (略)</p> <p>(書類の保存)</p> <p>第12 受任者は、補給金の交付に関する書類を交付期間終了後10年間は保存しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事と受任者が協議して定めるものとする。</p>	<p>(利子補給金の交付の通知)</p> <p>第9 知事は、第8による利子補給金を交付するときは、交付する利子補給金の内容を補給者に対し、様式第5号により通知するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(利子補給金の交付の取消し等)</p> <p>第10 知事は、委任者が次の各号の一に該当するときは、当該資金に係る利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) から (5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) その他知事が特に必要と認めるとき</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(その他)</p> <p>第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事と受任者が協議して定めるものとする。</p>

様式第1号

様式第1号

(様式第1号)

宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付申請書及び受給報告書

宮城県知事

殿

令和 年 月 日

申請者(受任者)住所又は所在地
申請者(受任者)氏名又は名称

印

宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金の交付を受けたいので、宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第6条に基づき、補助金等交付規則(85R5.1年宮城県規則第36号)第3条及び第12条並びに宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第7の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請書 金 円(内訳は様式第2号のとおり)
- 2 添付書類
 - (1)利子補給金計算書類補給対象者情報一覧表(様式第2号)
 - (2)償還予定表
 - (3)認定書の写し
 - (4)委任状(様式第3号)
 - (5)受取利用証明書(詳細書)(様式第6号 ※本様式による場合に限る)
- 3 銀行口座
金融機関名
支店名
預金種別
口座番号
17桁
口座名義

※2(1)は、様式第5号の受取利用証明書(別添)を添付する場合は省略可。

(様式第1号)

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付申請書及び受給報告書

宮城県知事

殿

令和 年 月 日

申請者(受任者)住所又は所在地
申請者(受任者)氏名又は名称

印

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金の交付を受けたいので、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第6条に基づき、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)第3条及び第12条並びに新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第7の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請書 金 円(内訳は様式第2号のとおり)
- 2 添付書類
 - (1)利子補給金計算書類補給対象者情報一覧表(様式第2号)
 - (2)償還予定表
 - (3)認定書の写し
 - (4)委任状(様式第3号)

様式第3号

様式第3号

(様式第3号)

委任状

私は、(金融機関所在地)

(金融機関名称)

(取扱支店名)

を代理人と定め、宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第7に規定する補助金の交付の申請及び実績報告に関する一切の行為に係る権限を委任します。

また、本件補給金を交付するにあたり、宮城県が同代理人へ交付を行った後、同代理人が当社(程)の新型コロナウイルス感染症対応資金融資の返済用口座(指定口座)へ振り替えることを承諾します。

(注) 口座は、融資を受けた名義と同じ名義に限る

令和 年 月 日
(住所又は所在地)

(企業等名称)

(代表者氏名)

(連絡先電話番号)

印

(様式第3号)

委任状

私は、(金融機関所在地)

(金融機関名称)

(取扱支店名)

を代理人と定め、宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第7に規定する補助金の交付の申請及び実績報告に関する一切の行為に係る権限を委任します。

なお、利子補給金は下記の口座に入金してください。

金融機関名:

支店名:

預金種別: 普通 当座

口座番号:

口座名義(カタカナ):

(注) 口座は、融資を受けた名義と同じ名義に限る

令和 年 月 日
(住所又は所在地)

(企業等名称)

(代表者氏名)

(連絡先電話番号)

印

改正後(新)

様式第4号

(様式第4号)

宮城県(商金)指令第 号
 (住 所)
 (申請者名)

令和 年 月 日付にて申請のありました宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第6の受任に基づく宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給については、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)第4条の規定により、円を交付し、同規則第13条の規定により、その額を金 円に確定します。

令和 年 月 日

宮城県知事

改正前(旧)

様式第4号

(様式第4号)

宮城県(商金)指令第 号
 (住 所)
 (申請者名)

令和 年 月 日付にて申請のありました新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第6の受任に基づく新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給については、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)第4条の規定により、円を交付し、同規則第13条の規定により、その額を金 円に確定します。

なお、交付決定後に当該利子補給金が新たに国補助金の対象となることが明確になった場合には、交付額の変更を行う場合があります。

令和 年 月 日

宮城県知事

様式第5号

様式第5号

(様式第5号)

商 号 再 査 日
令和 年 月 日

(補償対象者) 殿

宮城県知事

新型コロナウイルス感染症対応強要利補給金の交付について(通知)

金融機関に対する委任により抽替のありました新型コロナウイルス感染症対応強要利補給金については下記のとおり交付いたします。

なお、当該補給金が交付された後、繰上げ返済や一括返済などにより利子額が減額された場合には、その減額分を返金していただくことになります。

五、

1 交付金額 円

2 締切金返込日 令和 年 月 日

3 返済日 令和 年 月 日

4 繰上返済 令和 年 月 日までの返済利子額

【ご注意】

注 利子補給の対象となる融資限度額は一金最高4,000万円以内(補給期間は借入日から3年間)です。

注 複数の金融機関から融資を受け、どちらの融資も利子補給の対象となる場合は、金融機関毎に別々に通知いたします。

- 1 この要綱は、令和3年3月8日から施行する。ただし、当該利子補給に係る令和3年度予算が成立した場合に、当該利子補給に適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該利子補給に係る予算が成立した場合に、当該利子補給にも適用するものとする。

